

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

オンライン服薬指導

原則として対面を義務付けている薬剤師の服薬指導を、一定ルールを設けた上でスマートフォンなどを用いたオンラインで可能にする改正医薬品医療機器法が成立。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

12/2(月)	仏滅	9月決算法人の確定申告ほか月末時の税務・労務
3(火)	大安	冷戦終結宣言(米ソのマルタ会談)から30年
4(水)	赤口	人権週間
5(木)	先勝	
6(金)	友引	
7(土)	先負	大雪
8(日)	仏滅	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/25(月)	23,293 △180	108.83 ▼0.23
26(火)	23,373 △80	108.95 ▼0.12
27(水)	23,438 △65	109.18 ▼0.23
28(木)	23,409 ▼29	109.41 ▼0.23
29(金)	23,294 ▼115	109.49 ▼0.08

NISA口座から課税口座へ移管する場合

◆非課税期間終了後の2つの選択

平成27年(2015年)に一般NISA口座で購入した上場株式や投資信託等は、今年末で5年間の非課税期間が終了します。

NISA口座内に保有している上場株式等は、令和2年(2020年)に設定するNISA口座に移管する「ロールオーバー」をすることで引き続き5年間、譲渡益・配当等が非課税となります(ロールオーバーをする場合は手続きが必要)。

ロールオーバーしなかった場合は、課税口座(特定口座又は一般口座)に自動で移管され、移管後に生じた譲渡益・配当等は課税されることとなりますが、譲渡損失が生じた場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります。

◆課税口座へ移管した場合の注意点

課税口座に移管した上場株式等の取得価格は、非課税期間が終了する年の12月末(取引最終日)時点での時価となり、移管後に売却した場合はその取得価格を基に譲渡損益を計算します。

例えば、平成27年に100万円で購入し、今年12月末の時価が150万円となった上場株式等を課税口座に移管した場合、課税口座における取得価額は150万円となります。

なお、課税口座に移管した時点の時価が当初の購入額より下落している場合は注意が必要です。例えば、平成27年に100万円で購入し、今年12月末の時価が70万円に下落した上場株式等を課税口座に移管後、100万円に回復したため売却した場合は、30万円の譲渡益(100万円-70万円)となるため、課税されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201546

レジ補助金の交付・申請期限の取扱い変更

軽減税率対策補助金は、本年9月30日までにレジの導入等に係る契約を締結し、補助金申請期限の今月16日までに導入・支払いを完了している必要がありますが、①被災事業者や、②レジ導入等に取り組んだが9月30日までの契約締結に至らなかった事業者について、取扱いが変わりました。

①は台風の被害によりレジ等が破損し、再度導入し直す場合(再導入も補助対象)、②は中小事業者の責めに帰することができない事情(レジ等の在庫不足など)がある場合に、「事情説明書」を申請書に添付して今月16日までに提出することで、来年3月末までに導入・支払い完了、全ての必要書類の提出を条件に補助対象となります。

★★★ 12月のチェックポイント ★★★

※年末調整に必要な「扶養控除等(異動)申告書」「保険料控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を受理し内容を確認します。
※年末・年始の必要資金を再確認し、借入が必要なら早めに取引金融機関と折衝します。
※多忙による部門別労働時間の片寄りが起きないように、業務の適切な配置などを心掛けます。
※業務の集中・忘年会などで睡眠不足やストレスで体調を崩さぬよう、健康管理にも目配りを行い労働災害や交通事故の防止に努めます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

一般 NISA の非課税期間終了時におけるロールオーバーと課税口座への移管

◆概要

一般 NISA 口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、平成 27 年（2015 年）に購入したものは、令和元年（2019 年）12 月末で非課税期間（5 年間）が終了します。

引き続き非課税としたい場合は、令和 2 年（2020 年）に設定される一般 NISA 口座に移管（ロールオーバー）することができます。

ロールオーバーしなかった株式や株式投信等については、課税口座に自動で移管されます（特定口座を持っていない場合は、一般口座に移管）。

なお、ロールオーバーを希望する場合は、非課税期間終了までに手続きが必要です。

◆ロールオーバーについて

令和元年（2019 年）12 月の最終営業日の時価により、令和 2 年（2020 年）分の非課税管理勘定へ移管されます。この場合、令和 2 年（2020 年）の非課税枠（120 万円）を利用するため、令和 2 年（2020 年）の非課税枠は、ロールオーバーを行った株式や株式投信等の令和元年（2019 年）末の時価の分だけ少なくなります。

なお、非課税枠 120 万円を超過した場合でも、全てロールオーバーできますが、非課税枠を使い切るため、新規投資はできません。

【ロールオーバーできないケース】

①令和 2 年（2020 年）の一般 NISA 口座を設定していない場合……令和元年（2019 年）の一般 NISA 口座を設定していない場合は、令和 2 年（2020 年）の一般 NISA 口座は自動で設定されません。なお、つみたて NISA 口座と一般 NISA 口座は同時に設定できません。

②平成 27 年（2015 年）に設定した一般 NISA 口座と令和 2 年（2020 年）に設定する一般 NISA 口座が別の証券会社等の場合……異なる証券会社等の一般 NISA 口座にロールオーバーすることはできません。

③「（非課税口座）継続適用届出書」を提出して出国中の場合……出国中に非課税期間が終了した場合にはロールオーバーを行うことができません。

◆「課税口座」への移管について

ロールオーバーを行わない場合は、令和元年（2019 年）12 月の最終営業日の時価により課税口座へ移管され、令和 2 年（2020 年）以降に生じた譲渡益・配当等は課税されます。また、譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります。

なお、特定口座を一般 NISA 口座と同一の部店に開設している場合は、特段の手続きをすることなく、特定口座に移管されます。

特定口座がない場合は、一般口座に移管されます。また、特定口座を開設している場合で、一般口座への移管を希望する場合には、証券会社等に所定の依頼書を提出します。

◎移管後に売却する場合

令和元年（2019 年）12 月末の時価が課税口座における取得価額となり、譲渡時には取得価額を基に計算するため、移管する時点で保有資産が値上がりしているのか値下がりしているのかで、その後に課税口座で保有している金融商品を売却する際に支払う税金に差が出ます。

【値上がりしているケース】

例えば、平成 27 年（2015 年）に 100 万円で購入し、令和元年（2019 年）12 月末の時価が 150 万円となった投資信託を課税口座へ移管した場合は、取得価額が 150 万円となり、実際の購入価額よりも 50 万円分引き上がります。その後 200 万円で売却した場合は、譲渡益 50 万円（200 万円 - 150 万円）に対して課税されます。

【値下がりしているケース】

課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合で、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座移管時の時価との差が譲渡益となり課税されますので、注意が必要です。

例えば、平成 27 年（2015 年）に 100 万円で購入し、令和元年（2019 年）12 月末の時価が 70 万円となった投資信託を課税口座へ移管し、その後 100 万円に値上がりしたため売却した場合、取得価額は 70 万円となるため、30 万円の譲渡益（100 万円 - 70 万円）となり、課税されます。